

写

諫早基署発 1217 第 3 号
令和 2 年 12 月 17 日

公共工事発注機関の長 殿

諫早労働基準監督署長



公共工事における労働災害防止活動の更なる推進について(お願い)

平素より労働安全行政の推進にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

とりわけ、公共工事における労働災害の防止や現下の新型コロナウイルス感染症の拡大防止に率先してご尽力いただいておりますことを深く感謝申し上げます。

なお例年であれば、建設工事関係者の連絡協議会を開催して公共工事における労働災害防止対策等に関する説明を、直接、ご担当者様にさせていただいているところですが、本年は新型コロナウイルス感染症の影響により同協議会が開催できませんでしたことを心からお詫び致します。

さて、本年 11 月 30 日現在、当署管内での休業 4 日以上の死傷者数は 324 人となり前年同期と比較して 32 人 (+11.0%) 増加しました。

また、誠に残念ながら業務中に 1 人の方がお亡くなりになりました。死亡災害は前年同期と比較し 1 人減っていますが、絶対にあってはならないものです。

これらを踏まえて、当署では年末までの「労働災害防止対策強化期間」に労働災害の撲滅に向けて、各種の取組みを実施しております。

つきましては、貴団体におかれても、建設事業者等に法令を根拠とした自主的な安全衛生活動を活発化させることを主眼として、今後とも格別なご支援とご協力を賜りますよう、どうぞよろしくお願い申し上げます。

最後に、公共工事における労働災害の防止のための統計資料等を同封させていただいておりますので、業務の参考としてご活用いただけましたら幸いに存じます。(別添の資料をご参照下さいませ。)

担 当

〒854-0081 諫早市栄田町 47-37
諫早労働基準監督署 安全衛生課

担当：中川又は江崎

電話：0957-26-3310

FAX：0957-26-3356

資料目次

I. 統計資料

1. 諫早署管内で発生した公共工事における労働災害事例（平成31年4月～令和2年11月）（諫早労働基準監督署）
2. 令和2年 業種別・署別労働災害発生状況（令和2年11月30日）（長崎労働局）
3. 平成31年・令和元年 業種別・署別労働災害発生状況（確定）（長崎労働局）
4. 令和2年 死亡災害発生状況（令和2年11月30日）（長崎労働局）
5. 平成31年・令和元年 死亡災害発生状況（確定）（長崎労働局）

II. リーフレット

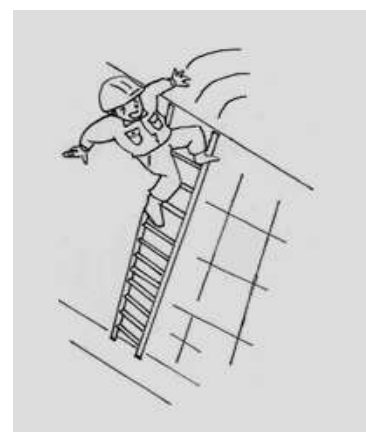
6. 解体・改修工事を発注する皆さまへ 建築物（個人宅含む）・工作物・船舶の解体工事、リフォーム・修繕などの改修工事に対する石綿対策の規制が強化されます
7. 解体改修工事の受注者（解体改修工事実施者）の皆さま 建築物・工作物・船舶の解体工事、リフォーム・修繕などの改修工事に対する石綿対策の規制が強化されます
8. 橋梁塗膜除去工事や石綿除去工事などを行う作業者に 剥離剤による中毒が多発しています ～ラベル・SDS（安全データシート）を確認し、適切な対策を～
9. 金属アーク溶接等作業について健康障害防止措置が義務付けられます
10. 災害からの復旧工事の安全な施工について
11. がれきの処理作業を行う際の注意事項 ～がれき処理作業を行う皆様へ～

iii. その他

12. 職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト

※ 資料No. 1 2 から iii 12 までは添付を省略

諫早署管内で発生した 公共工事における労働災害事例 (平成31年4月～令和2年11月)



諫早労働基準監督署

災害事例

1

移動式クレーン仕様のバケットに激突した

- 🕒 発生年月・時間 平成31年4月、16時30分
- 👤 被災者の属性 男性、65歳、玉掛け作業員、経験30年
- 🚧 工事の種類 災害復旧工事
- 📄 発注の属性 地方公共団体
- 🏠 被災の程度 頸部捻挫、休業見込み 15 日
- 🚑 事故の型 激突



災害の発生状況

現場内の資材の仮置場にて、被災者は、移動式クレーン仕様のドラグショベル(バケット容量:0.2 m³)のバケットの下に入って、玉掛け作業を行った後、中腰の状態から態勢を起こした際、当該バケットに頭部から激突し、頸部を負傷した。



原因

- ① 移動式クレーンの作業計画を作成していなかったこと。
- ② バケットの下に入り込むような姿勢で、玉掛け作業を行っていたこと。
- ③ 玉掛け作業に夢中になり、周りへの注意が散漫になっていたこと。



対策

- ① 移動式クレーン作業にかかる作業計画書を作成し、関係労働者に周知すること。
- ② 無理な姿勢で玉掛け作業を行うことがないよう、バケットの位置を調整すること。
- ③ 危険予知活動(KY活動)の実施により、危険の共有を繰り返すことで、様々な災害を想定した安全意識の高い行動を意識させること。



- ① 移動式クレーンの作業計画について
 - I. クレーン等安全規則第66条の2(作業の方法等の決定等)
 - II. 労働安全衛生規則第638条の3(計画の作成)
 - III. 労働安全衛生規則第638条の4(関係請負人の講ずべき措置についての指導)

雨で濡れた地面で滑って転倒した

- L

 発 生 年 月 ・ 時 間 令和元年6月、9時00分
- ☀️

 被 災 者 の 属 性 男性、64歳、土工、経験30年
- 🚧

 工 事 の 種 類 農地の災害復旧工事
- 👤

 発 注 の 属 性 地方公共団体
- +

 被 災 の 程 度 両膝打撲、休業見込み90日
- 事 故 の 型 転倒



災害の発生状況

現場内にて、被災者は、斜面に石積み作業を行っていたとき、道具を手にとろうと態勢を変えたところ、斜面（高さ20cm～30cm）で足が滑り、斜面で両膝を強打した。なお、前日の雨で斜面が濡れていたもの。



原 因

- ① 不安定な場所で作業を行っていたこと。
- ② 前日の雨で地面が滑りやすくなっていたこと。



対 策

- ① 傾斜地で作業を行う場合は、安定して作業を行うことができる足場を確保すること。
- ② 作業場所において水たまりがある場合は、転倒の原因となる水たまり等を取り除くこと。また、物理的に水たまり等を完全に排除できない場合は、耐滑性（ノンスリップ）の安全靴を着用すること。



- ① 作業場所の転倒防止について
 - I. 労働安全衛生規則第544条（作業場の床面）
- ② 履物について
 - I. 労働安全衛生規則第558条（安全靴等の使用）

災

害

事

例

3

ダンプトラックの荷台のあおりに指を挟んだ



発生年月・時間 令和元年10月、16時00分



被災者の属性 男性、59歳、土工、経験40年



工事の種類 街路の改築工事

発注の属性 地方公共団体



被災の程度 手指骨折、休業見込み1か月

事故の型 はさまれ、巻き込まれ



災 害

の

発

生

状

況

廃材処分場にて、被災者は、ダンプトラックの荷台からコンクリート殻を降ろす作業中、荷台をダンプアップする際、後部のあおりにコンクリート殻が引っかからないように、あおりを手で持ち上げたとき、当該あおりにコンクリート殻が接触し、あおりと荷台との間に右手中指、薬指、小指を挟んで、骨折した。



原

因

- ① ダンプアップを行うとき、荷台のあおりを手で持ち上げていたこと。
- ② ダンプアップを行う際、あおりに引っかかる可能性のある量のコンクリート殻を積載していたこと。



対

策

- ① ダンプアップを行うとき、荷台のあおりを持ち上げる必要がある場合は用具を使用すること。
- ② ダンプトラックにコンクリート殻等を積載する場合、ダンプアップのときにあおり引っかからない積載量に調整すること。

関





係

法

令

- ① 車両系荷役運搬機械について
 - I. 労働安全衛生規則第151条の3(作業計画)
 - II. 労働安全衛生規則第151条の4(作業指揮者)
 - III. 労働安全衛生規則第151条の7(接触の防止)

コードのプラグが眼に当たって眼球破裂した

	発生年月・時間	令和元年11月、14時30分
	被災者の属性	男性、23歳、現場代理人、経験5年
	工事の種類	土地の改良工事
	発注の属性	国
	被災の程度	眼球破裂、休業見込み2週間
	事故の型	飛来、落下



災害の発生状況

現場内にて、被災者は、丁張設置の作業中、木杭の打ち込み箇所をハンマードリルで削孔するため、ハンマードリルの電源コードを引っ張ったとき、電源コードのプラグが差込口から抜け、プラグの先端が右眼に当たり、眼球破裂を負った。



原因

- ① ハンマードリルの電源コードを引っ張ったこと。
- ② ハンマードリルで作業を行う場所と電源コードのプラグの差込口との距離に無理があったこと。
- ③ ハンマードリルの削孔作業を行うとき、防護メガネを着用していなかったこと。



対策

- ① 作業の慣れによって、「災害が起こるわけがない」「このくらいは大丈夫」等の危険軽視を行わせないため、定期的な安全衛生教育を実施すること。
- ② ハンマードリルの作業について、電源コードのプラグの差込口をあらかじめ確認し、無理のない位置に配置すること。また、電源コードは、地這い配線を行わないこと。
- ③ ハンマードリルの削孔作業では、防護メガネを着用すること。



- ① 安全衛生教育について
 - I. 労働安全衛生規則第35条(雇入れ時等の教育)
- ② 保護具について
 - I. 労働安全衛生規則第538条(物体の飛来による危険の防止)

災

害

事

例

5

釘に手が当たって裂傷した



発生年月・時間 令和元年12月、9時30分



被災者の属性 男性、58歳、型枠工、経験42年



工事の種類 公民館の建築工事

発注の属性 地方公共団体



被災の程度 手甲裂傷、休業見込み5日

事故の型 切れこすれ



災 害

の

発

生

状

況

現場内にて、被災者は、外壁の型枠の解体作業中、バールで栈木を取り外すため、バールをこねたとき、壁枠に残っていた釘に右手が当たり、裂傷を負った。



原

因

- ① 型枠支保工の組立て等作業主任者が、材料を点検して不良品を取り除く等の職務を行っていなかったこと。
- ② 釘が残っている壁枠の近くで解体作業を行ったこと。



対

策

- ① 型枠支保工の組立て等作業主任者に、材料を点検して不良品を取り除く等の職務を行わせること。
- ② 危険予知活動(KY 活動)の実施により、危険の共有を繰り返すことで、様々な災害を想定した安全意識の高い行動を意識させること。

関





係

法

令

- ① 型枠支保工の組立て等作業主任者について
 - I. 労働安全衛生規則第246条(型枠支保工の組立て等作業主任者の選任)
 - II. 労働安全衛生規則第247条(型枠支保工の組立て等作業主任者の職務)

地面に落ちていた石を踏み足首を骨折した

	発生年月・時間	令和2年1月、9時00分
	被災者の属性	男性、52歳、施工管理、経験27年
	工事の種類	作業用道路の修繕工事
	発注の属性	国
	被災の程度	足首骨折、休業見込み2か月
	事故の型	無理な動作



災害の発生状況

現場内にて、被災者は、施工管理用の写真を撮り終え、現場事務所に戻る途中、道路脇に落ちていた伐採木を片付けていたとき、地面にあった転石(直径 15cm~20cm)を踏み、足首を骨折した。



原因

- ① 伐採木を片付ける場所に転石が落ちていたこと。
- ② 作業場所の状況を確認せず、伐採木の片付けに取り掛かったこと。




対策


- ① 特定元請事業者として、毎作業日ごとに作業場所の巡視を行ない、落石等を確認した場合は、直ちに改善を行うこと。
- ② 短時間の作業において、「災害が起こるわけがない」「このくらいは大丈夫」等の危険軽視を行わせないため、定期的な安全衛生教育を実施すること。





- ① 特定元方事業者の作業場所の巡視について
 - I. 労働安全衛生法第30条第1項第3号(特定元方事業者等が講ずべき措置)
 - II. 労働安全衛生規則第637条(作業場所の巡視)

トラックを前進させたとき、荷台から転落した

-  発生年月・時間 令和2年2月、16時30分

-  被災者の属性 男性、73歳、土工、経験30年

-  工事の種類 水道管の漏水修繕工事
- 発注の属性 地方公共団体

-  被災の程度 骨盤骨折、休業見込み3か月
- 事故の型 墜落、転落



災害の発生状況

現場内にて、被災者は、ダンプトラックの荷台の上で荷下ろし作業中、ダンプトラックの停車位置が坂道だったため、平らな場所に停車させるため、別の作業員がダンプトラックを前進させたとき、その反動で荷台から地面に転落し、骨盤骨折を負った。



原因

- ① ダンプトラックの荷台に作業員を乗せたまま、当該トラックを前進させたこと。
- ② ダンプトラックの停車位置が坂道であったこと。
- ③ 坂道でダンプトラックを用いて作業を行なう場合、誘導員を配置していなかったこと。



対策

- ① 走行中のダンプトラックの荷台に人を乗せないこと。
- ② ダンプトラックを用いて作業を行なうときは、作業場所の地形等に適応する作業計画を作成し、関係労働者に周知すること。
- ③ 傾斜地等でダンプトラックを用いて作業を行なう場合は、転落等の危険を防止するため、誘導員を配置すること。また、誘導員を配置する場合、一定の合図を定めること。



- ① 車両系荷役運搬機械について
 - I. 労働安全衛生規則第151条の3(作業計画)
 - II. 労働安全衛生規則第151条の6(転落等の防止)
 - III. 労働安全衛生規則第151条の8(合図)

災

害

事

例

8

地面に着地したときに膝を捻挫した



発生年月・時間 令和2年3月、10時35分



被災者の属性 男性、51歳、土工、経験2年



工事の種類 污水管の敷設工事

発注の属性 地方公共団体



被災の程度 右膝捻挫、休業見込み1ヶ月

事故の型 激突



災 害

の 発 生 状 況

現場内にて、被災者は、路盤のコンクリート打設作業中、作業場を移動するため、打設した箇所（幅 80cm）を飛び越えて、地面に着地したとき、右膝を捻挫した。



原

因

- ① 作業場内に、労働者が使用するための安全通路を確保していなかったこと。
- ② 被災者が近道行動をとったこと。
- ③ 作業開始前に準備運動を行っていなかったこと。



対

策

- ① 作業場には、労働者が使用するための安全通路を確保すること。
- ② 近道行動を防ぐため、日々変わる作業場の状況を把握するとともに、作業の実態に沿った安全通路の設備を設置すること。
- ③ 作業開始前、朝礼時に準備運動を行うこと。

関





係

法

令

- ① 安全通路の確保について
I. 労働安全衛生規則第540条(通路)

トラックを運転中、普通自動車と衝突した

	発生年月・時間	令和2年6月、16時50分
	被災者の属性	男性、20歳、土木作業員、経験1年
	工事の種類	道路の舗装補修工事
	発注の属性	地方公共団体
	被災の程度	頸椎捻挫、休業見込み5日
	事故の型	交通事故(道路)



災害の発生状況

被災者は、トラックを運転し、現場から自社倉庫に向かっていたとき、見通しの良いカーブを走行中、脇道から出てきた普通自動車と衝突した。



原因

- ① 脇道から車は出てこないだろうと思って運転(だろ運転)を行ったこと。



対策

- ① 安全運転のために「だろ運転」ではなく「かもしれない運転」を行うよう、関係労働者に対して、安全運転教育を行うこと。



- ① 安全衛生教育について
I. 労働安全衛生規則第35条(雇入れ時等の教育)

トラックの積み荷の上から転落した

- L

 発生年月・時間 令和2年7月、13時10分
- ☀️

 被災者の属性 男性、50歳、鉄筋工、経験20年
- 🚧

 工事の種類 浄水場の整備工事
- 👤

 発注の属性 地方公共団体
- +

 被災の程度 脳挫傷、休業見込み12ヶ月
- +

 事故の型 墜落、転落



災害の発生状況

県外の資材置場にて、被災者は、現場で使用した型枠材を積載型トラッククレーンから荷降ろし作業中、当該トラッククレーンの積み荷の上で玉掛け作業を行っていたとき、高さ2.12m下の地面（コンクリート）に墜落した。



原因

- ① 高さ2m以上の箇所で作業を行う場合、墜落のおそれがあるのに作業床を設けていなかったこと。
- ② トラックの荷役作業時において、作業手順等を決定し、作業指揮者が作業を直接指揮していなかったこと。
- ③ トラックの荷役作業において、保護帽を着用していなかったこと。



対策

- ① 高さ2m以上の箇所で作業を行う場合は、墜落・転落を防止するため、作業床を設けること。
- ② トラックの荷役作業では、作業手順等を決定し、作業指揮者に作業の直接指揮を行わせること。
- ③ トラックの荷役作業では、保護帽を着用させること。



- ① 墜落転落災害の防止について
 - I. 労働安全衛生規則第518条（作業床の設置等）
- ② トラックの荷役作業について
 - I. 労働安全衛生規則第151条の70（積卸し）
 - II. 労働安全衛生規則第151条の74（保護帽の着用）

コードを引っ張った反動で転倒した

- 🕒 発生年月・時間 令和2年9月、14時10分

- 👤 被災者の属性 男性、52歳、土工、経験23年

- 🚧 工事の種類 橋梁の災害復旧工事
- 📄 発注の属性 地方公共団体

- 🏠 被災の程度 手首骨折、休業見込み3週間
- 🏥 事故の型 転倒



災害の発生状況

現場内にて、被災者は、高周波バイブレーターを手に持ち、H鋼が置かれた橋梁の上を移動中、当該H鋼にバイブレターのコードが引っ掛かったため、コードを引っ張ったとき、その反動で転倒し、地面に手を付き、右手首を骨折した。



原因

- ① コードがH鋼に引っ掛かったとき、当該コードを引っ張ったこと。
- ② H鋼が置かれた橋梁の上を移動したこと。







対策

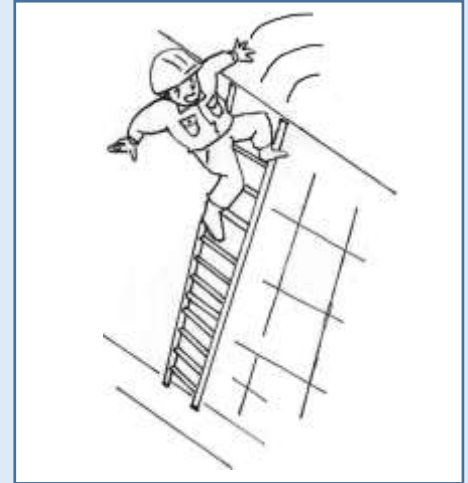
- ① コードが引っ掛かったときは、省略行動をせず、直接コードの引っ掛かりを取ること。
- ② 作業場の床面については、つまづき、すべり等の危険のないものとする。



- ① 通路、足場について
I. 労働安全衛生規則第544条(作業場の床面)

法面の昇降用はしごから滑り落ちた

	発生年月・時間	令和2年9月、9時5分
	被災者の属性	男性、52歳、土工、経験28年
	工事の種類	急傾斜地の災害防止工事
	発注の属性	地方公共団体
	被災の程度	頭部外傷、休業見込み10日
	事故の型	墜落、転落



災害の発生状況

現場内にて、被災者は、作業場所から地上に移動中、法面に固定された梯子を使用し、法面の小段部分から地上まで移動していたとき、はしご(高さ6m)から滑り落ち、はしごの踏さん部分で頭部を打撲した。



原因

- ① 高さが1.5mをこえる箇所で作業を行うとき、当該労働者が安全に昇降するための設備を設けていなかったこと。
- ② 保護帽を着用していたが、墜落時保護用ではなかったこと。



対策

- ① 高さが1.5mをこえる箇所で作業を行うとき、当該労働者が安全に昇降するための設備を設けること。
- ② 墜落のおそれがある場所で作業を行う労働者について、墜落時保護用の保護帽を着用させること。



- ① 昇降設備について
I. 労働安全衛生規則第526条(昇降するための設備の設置等)